

実際に車を使用する拠点の住所と、登録名義人の印鑑証明住所が異なる場合

管轄の警察署へ提出する書類となりますので

必ず赤枠内すべて記入が必要です

<記入例> E

保管場所使用承諾証明書

保管場所の位置 (1) 多摩区 関戸町 丁目 55 番 1 号		駐車場の名称		警察署長提出用	
		多摩第1駐車場		駐車位置番号	
				第20号	
保管場所の使用者 [自動車の使用の本拠の位置欄と同じです]	住所 (2) 多摩市 関戸町 丁目 48 番 3 号 氏名 西 時男 電話 042 (123) 4567	使用者と契約者の関係		1 本店支店	
保管場所の契約者	住所 (3) 福生市 志茂町 2 丁目 1 番 5 号 氏名 西 時男			3 その他 []	
使用期間	(4) 令和 ○ 年 7 月 1 日から の (1 年 か月間) 令和 △ 年 6 月 30 日まで				
駐又車は場管の理所委有託者者	上記のとおり、自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 (5) 〒 (206-0013) 令和 ○ 年 7 月 1 日 住所 多摩市桜ヶ丘 4 1 2 6 氏名 玉野不動産 株式会社 電話 042 (123) 6543				

[備考] 共有の場合は、共有者全員の住所及び氏名を記入してください(空欄又は別紙をお願いします)

* 土地の所有者様または管理会社様へ 作成をご依頼ください

* 土地の所有者様・管理会社様発行の専用書類でも可、但し枠内すべての記入が必要

- (1) 実際に車を停める駐車場の住所 (名称・駐車位置番号)
- (2) 実際に車を使用する住所 (自動車の使用の本拠の位置) と登録名義人の氏名 (法人の場合は会社名) ・電話番号
- (3) 駐車場の契約者の住所・氏名・電話番号
使用者と同じ場合は『上記に同じ』と記載も可
- (4) 駐車場の契約期間
期間の定めが無い場合、記入日から1年間の日付を記入
- (5) 駐車場 (土地) の所有者様または管理会社様の住所・氏名・電話番号



「自動車の使用の本拠の位置」と現住所が異なる場合、

公共料金の領収書のコピー、または消印のある郵便物のコピーが必要 次ページ参照

『自動車の使用の本拠の位置』が印鑑証明住所と異なる場合は下記の書類が必要

・㊦または㊧、どちらか1枚必要

㊦公共料金（電気・ガス・水道）の**領収書**のコピー（発行日から2ヶ月以内）

㊧消印のある郵便物のコピー（消印の日付が2ヶ月以内）

＜㊦公共料金領収書の例＞

「使用の本拠」の住所が記載されている

東京都××市
△△1丁目20番地
A B C 株式会社

水道料金納入通知書

発行日 令和 ○ 年 4 月 10 日

市 水 道
担当：業務課 業務係
TEL 31-0422
<http://www.city.masuda.lg.jp/>

水道料金納入通知書

発行日 令和 ○ 年 4 月 10 日

領収印が押されている

領 00.5.10 収

発行日から2ヶ月以内

＜㊧消印のある郵便物の例＞

東京都××市△△1丁目20番地
A B C 株式会社 御中
003 47 03 24304-12501-1-01
（「電気ご使用量のお知らせ」在中）

消印の日付が2ヶ月以内で、
「使用の本拠」の住所が記載されている

東京都××市△△1丁目20番地
A B C 株式会社 御中

消印の日付が2ヶ月以内で、
「使用の本拠」の住所が記載されている



個人名義で「自動車の使用の本拠の位置」と印鑑証明住所が異なる登録をする場合、
管轄の警察署によって認められない場合もあります